

第14号議案

京都府教育委員会基本規則の一部を改正する規則の制定について

京都府教育委員会基本規則第17条第1項第9号の規定により、別紙のとおり提出します。

平成31年3月11日

教育長 橋本 幸三

提出の理由

平成31年4月1日から「公益財団法人京都府体育協会」の名称が「公益財団法人京都府スポーツ協会」に変更されることに伴い、京都府教育委員会基本規則（昭和24年京都府教育委員会規則第1号）について、所要の改正を行うものである。

京都府教育委員会基本規則等の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨

平成31年4月1日から「公益財団法人京都府体育協会」の名称が「公益財団法人京都府スポーツ協会」に変更されることに伴い、京都府教育委員会基本規則（昭和24年京都府教育委員会規則第1号）について、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

○京都府教育委員会基本規則

第19条の12第9号中「公益財団法人京都府体育協会」を「公益財団法人京都府スポーツ協会」に改める。

3 施行期日

平成31年4月1日

京都府教育委員会基本規則（昭和24年京都府教育委員会規則第1号）新旧対照表

現 行	改 正 (案)
<p>(保健体育課の事務) 第19条の12 保健体育課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(8) [略] (9) 公益財団法人京都府体育協会、京都府レクリエーション協会その他の社会教育団体に対し、指導、助言及び援助を与えること。 (10)～(15) [略]</p>	<p>(保健体育課の事務) 第19条の12 保健体育課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(8) [略] (9) 公益財団法人京都府スポーツ協会、京都府レクリエーション協会その他の社会教育団体に対し、指導、助言及び援助を与えること。 (10)～(15) [略]</p>